

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）に関する一考察

日本大学法学部

小野寺 千世

1. はじめに

周知のとおり、令和元年会社法改正により、役員等にインセンティブを付与するとともに、役員等の職務の執行の適正性を確保するため、役員等がその職務の執行に関して責任追及を受けるなどして生じた費用等を株式会社が補償することを約する補償契約（会社法 430 条の 2）と、役員等のために締結される保険契約に関する規定（会社法 430 条の 3）が設けられることとなった。

本報告では、会社役員賠償責任保険（以下「D&O 保険」という）に関する近時の動向をふまえ、D&O 保険契約の今後の展開について考察する。会社法改正によって、D&O 保険契約の締結にどのような影響が及ぼされるか、審議会での議論を整理し、会社法の規律の適用範囲等を確認する。また、比較法として、ドイツにおける近時の D&O 保険契約のアシスタントサービスに関する議論を参照し、D&O 保険契約の内容、保険会社の責任等について、日本法への示唆を得たい。

2. D&O 保険に関する令和元年改正会社法の規律

従来の会社法においては、D&O 保険契約に関する規定が置かれていないことから、取締役の全員が被保険者となるという D&O 保険の構造上の利益相反性、会社による保険料負担等に関して、株式会社が D&O 保険に係る契約を締結するためにどのような手続等を経る必要があるかが議論されてきた。平成 27 年に、経済産業省のコーポレート・ガバナンスの在り方に関する研究会から「法的論点に関する解釈指針」が示されると、株主代表訴訟で役員が敗訴した場合の補償を普通約款とは切り分けて特約を設けていた構造を変更する約款の改正がなされた。

既に解釈指針に基づく実務が定着してきており、それで十分ではないかという経済界からの考え方が示される中、D&O 保険契約の締結により生ずることが懸念される弊害に対処するとともに、当該契約を締結するための手続等を明確にし、D&O 保険が適切に運用されるよう必要な規律を整備するとして、令和元年改正

【令和2年度 日本保険学会全国大会】

第IIセッション（法律系）

報告要旨：小野寺 千世

会社において規定が設けられることとなった。すなわち、改正法は、役員等賠償責任保険契約の内容の決定をする手続として、取締役会決議（取締役会非設置会社では株主総会決議）を要すること、利益相反取引規制を適用除外とすること、事業報告において開示する旨を規定する¹。

審議会での議論を整理し、改正会社法規制が適用される D&O 保険とはどのような性質を有するものか、改正会社法の規律の適用範囲を確認する。

3. ドイツにおける D&O 保険の動向

近時、ドイツでは、D&O 保険契約におけるアシスタントサービスに関する議論がなされている。アシスタントサービスは、成長分野である D&O 保険およびサイバー保険において特に多様であると指摘されている。D&O 保険のアシスタントサービスの例としては、外部の第三者による危機管理や風評被害への対応支援、被保険者に精神的苦痛が生じた場合の医療あるいは心理的治療のサポート、その他（税務など）のコンサルティング等があげられる。

アシスタントサービスに関して、その提供の法的関係を、提供者がだれであるか、アシスタントサービスを現物給付するか、サービスに支出した費用を補償するかによって4つに分類したうえで、保険監督法（VVG）との関連を整理する。そして、提供したサービスによって損害が拡大してしまった場合、人身傷害または物的損害を引き起こした場合の保険会社の責任について、他の賠償責任保険契約に関する裁判例を参考に、保険会社は、サービス提供者を選択するに際して一定の義務を負い、保険契約者に対して責任を負う可能性があるとの見解が示されている。

4. 日本法への示唆

D&O 保険契約の内容は、企業のリスクの多様化を背景として、保険業法のもと、保険事故の発生後に保険会社が提供する追加のアドバイス、情報、組織、サポートサービスに関する特約の多様化等さらなる展開が考えられるところ、それにとまなう保険会社の責任については、ドイツ法における議論が参考となると思われる。

¹ 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案 10 頁、11 頁、竹林俊憲他「令和元年改正会社法の解説（IV）」旬刊商事法務 2225 号 9 頁以下。